

東海村
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

東海村

目次

第1部	はじめに	1
第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章	行動計画の策定と改定の目的	1
第3章	新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第4章	対策の基本項目	4
第5章	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	7
第2部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	10
第1章	実施体制	10
第1節	準備期	10
第2節	初動期	11
第3節	対応期	11
第2章	情報提供・共有，リスクコミュニケーション	13
第1節	準備期	13
第2節	初動期	14
第3節	対応期	15
第3章	まん延防止	16
第1節	準備期	16
第2節	初動期	16
第3節	対応期	17
第4章	ワクチン	18
第1節	準備期	18
第2節	初動期	22
第3節	対応期	24
第5章	保健	26
第1節	準備期	26
第2節	初動期	26
第3節	対応期	26
第6章	物資	27
第1節	準備期	27
第2節	初動期	27

第3節 対応期	27
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30

第1部 はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザのウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。世界中のいずれかで、およそ10年から40年の周期で発生しているが、その発生時期を正確に予測することは困難であり、発生自体を阻止することも不可能である。

これらに対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（2012年第31号。以下「特措法」という。）が、国民の生命・健康を守り、社会・経済への影響を最小限に抑えることを目的に制定された。特措法では、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者の債務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置・緊急事態措置などが定められており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（1998年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、症状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

第2章 行動計画の策定と改定の目的

1. 村行動計画の策定

2005年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定され、茨城県も同年12月に「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後の感染症法の改正等を踏まえ、国及び茨城県とも部分的な改定を重ねてきた。

2011年に新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を経て、新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、2012年4月に特措法が制定された。

2013年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定され、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等が示された。

茨城県では、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従来の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、2014年2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

これらの動きを踏まえ、本村においても、特措法第8条に規定される市町村行動計画として、2015年3月に「東海村新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「村行動計画」という。）を策定した。

2. 村行動計画の改定の目的

2019年12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、2020年1月には日本国内でも感染が確認された。これを受け、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部の設置や専門家会議の立ち上げ、基本的対処方針の策定など、国全体での対応を進めた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言という。）の発出、医療提供体制の強化、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な施策がとられ、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や村として実施すべき具体的対策を示すために、2020年1月、村行動計画を改定した。

今般、政府行動計画は、新型コロナにおける感染症危機対応で明らかになった課題を踏まえ、2023年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議において、課題が整理され、2024年7月全面的に改定された。

主な課題として、

- ・ 平時の備えが不十分であったこと
- ・ 状況変化への柔軟性、迅速な対応の難しさ
- ・ 分かりやすい情報の発信不足

が挙げられ、平時からの体制整備、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画が全面改訂され、2025年3月に県行動計画も全面改訂されたことを受け、村行動計画を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実現していく。

第3章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等は、病原性が高く、まん延のおそれがあり、発生すれば村民の生命及び健康、生活及び経済に大きな影響を与えるおそれがある。また、患者の発生が一定期間に偏った場合には、医療提供体制の対応能力を超えることも想定される。このため、新型インフルエンザ等対策を本村の危機管理上の重要課題として位置づけ、次の二点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくし、医療体制への負荷軽減するとともに、県が行う医療提供体制の強化等対策に協力することにより、患者数が医療提供のキャパシティを超えないようにし、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者や死亡者を減少させる。

2. 村民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことで、村民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 村民の生活及び経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減少させる。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供や村民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第4章 対策の基本項目

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的、すなわち「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限とする」ことを達成するための戦略を具体的に実現する対策を、以下の7項目に定めるものである。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有，リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 住民の生活及び地域経済安定の確保

なお、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることから、発生段階に応じた対策・対応は以下に示す。

時期		対応
準備期	発生前（平常時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村民への感染症予防啓発を継続的に実施 ・ マスクや消毒液など感染症予防物資の備蓄確認 ・ 業務継続計画（BCP）の策定 ・ 医療機関・関係機関と連携の強化 ・ 研修等を通じた職員等の人材育成
初動期	世界・国内で発生確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進課で国内外の感染情報を収集 ・ 必要に応じて庁内関係課と情報共有
対応期	県内発生初期（封じ込め期）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「連絡会議」を設置し情報共有体制を構築 ・ 感染拡大防止策の実施（啓発・広報等） ・ 相談窓口の周知，村民への情報提供
	県内・村内での感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「緊急事態宣言」が出された場合 → 「対策本部」を設置 ・ 対策本部を中心とした全庁的な対応を開始

	流行終息期（ワクチン・治療薬の普及）	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に感染対策を緩和 ・「緊急事態解除宣言」が出された場合 → 「対策本部」を解散
--	--------------------	--

【東海村新型インフルエンザ等対策本部（以下「村対策本部」という。）】

村対策本部にて、以下の事項を掌握する。

- 国・県の基本的対処方針に基づく対応策に関すること
- 新型インフルエンザ等に関する情報収集
- 職員の要請確保と重要業務への職員配置
- 庁舎感染対策管理及び職員の健康管理
- 医療体制（予防接種・村内医療機関への連絡調整等）
- 相談体制
- 村民への感染防止対策
- 要配慮者への対応
- ごみ処理・し尿処理体制確保
- ライフライン・生活必需品の確保，事業者への情報提供
- 火葬場の体制確保，公共交通機関への対応
- 渡り鳥や野鳥不審死の情報収集及び異常家きんの早期発見
- 園児・児童生徒の感染拡大防止・休校等の対応
- 文化・スポーツ施設への指導・施設閉鎖等の対応

村対策本部に、次に掲げる職員をおく。

本部長	村長
副本部長	副村長・教育長
総合戦略部	総合戦略部長

総務部	総務部長
村民生活部	村民生活部長
福祉部	福祉部長
産業部	産業部長
建設部	建設部長
教育部	教育部長
議会連携部	議会事務局長
消防部	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 消防次長

強化・拡充すべき業務に必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応の調整を進める。

村の実施体制としては、村対策本部において対策の方針を決定するとともに関係課の連携を確保し、全庁的な取組を推進する。また、村対策本部設置まで至らない段階においては、関係各部の連絡調整を図るため、必要に応じて「東海村新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「村連絡会議」という。）を設置し、情報の共有化と国内発生に備えた体制整備を図る。

村連絡会議は、以下の会長、副会長及び構成員をもって組織する。

会長	村長
副会長	副村長及び教育長
構成員	総合戦略部長，総務部長，村民生活部長，福祉部長，産業部長，建設部長，教育部長，政策推進課長，人事政策課長，村民生活支援課長，健康増進課長，議会事務局長

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機構）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進する。こうした取組を通じ、新型インフルエンザ等発生時におけるワクチンや診断薬・治療薬等の早期開発及び確保に向けた対策を推進する。

平常時においては、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ対策を進める。また、国民及び事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【茨城県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

【東海村】

村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者への支援について、

基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、都道府県や近隣自治体と緊密な連携を図る。

具体的には、自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境整備、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて村民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図ることが重要である。対策の実施にあたっては、県や近隣自治体と緊密に連携を図る。

医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平常時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要な感染症対策物資の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者に対する診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会や関係機関等を活用して地域における連携を進めることが重要である。

加えて、地域における院内感染対策のネットワーク構築及び医療機関相互の支援体制の整備が重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院や感染症指定医療機関等としてそれぞれの役割を担う。協定指定医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、及び医療人材の派遣を行う。

指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供業務及び村民の生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、当該業務を継続的に実施するよう努めることが求められる。

一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

村民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、個人が行える基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の感染対策を実践するように努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うように努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民生活及び村民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組みを行うことが重要である。

第1章 実施体制

感染症危機は、村民の生命及び健康や村民の生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図ることが重要である。そのため、平時より、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。平時から関係機関の役割を整理し、指揮命令系統の構築及び拡張可能な組織体制の整備、人員の調整や縮小可能な業務の整理等を行う。

検討段階の判断に基づき、必要に応じて「連絡会議」・「対策本部」を段階的に立ち上げ、感染状況や各対策の実施状況に応じて柔軟に体制を見直しながら、円滑かつ効果的な対策の実施を図る。

第1節 準備期

1. 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県及び関係機関と連携を図り、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
(福祉部、村民生活部、関係部署)

2. 村行動計画等の作成や体制整備と強化

①村は、村行動計画を作成し、国の動向や県での取組状況、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を参考にしながら、必要に応じて変更する。
(福祉部、関係部署)

②村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継

続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。
(福祉部, 関係部署)

③村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、全庁的な対応体制を構築するため、県等が開催する会議や研修を関係部署とともに参加し、感染症対応部門や危機管理部門の職員の人材育成・連携強化に努める。
(福祉部, 関係部署)

3. 関係機関との連携

①新型インフルエンザ等の発生時は、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の拡がり等が予想されることから、県や保健所、近隣市町村との連携が重要である。したがって、平時から情報共有や連携体制の確認に努め、広域での訓練があれば積極的に参加し、新型インフルエンザ等の発生に備える。

②村は、国、県、その他関係機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(福祉部, 関係部署)

第2節 初動期

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

海外又は国内で新型インフルエンザ等が発生した段階で「連絡会議」を設置し、「対策本部」の設置を検討するとともに、業務継続のための体制整備など、新型インフルエンザ等対策に係る対応の準備を進める。(全部署)

なお、政府対策本部を設置した場合や県対策本部を設置した場合は、発生状況等の情報の把握や県の対応等について確認するとともに、村長が必要と判断した場合は、直ちに「対策本部」を設置する。

2. 必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。(総務部, 関係部署)

第3節 対応期

1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

2. 職員の派遣・応援への対応

①村は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（総務部，福祉部）

②村は、村内で特定新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。（総務部，福祉部）

3. 必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（総務部，福祉部）

4. 緊急事態措置

村は、緊急事態宣言がされた場合は、直ちに「連絡会議」から「対策本部」に切り替え、設置する。村は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要がある場合には、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
（全部署）

5. 村対策本部の廃止

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう）がされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する。（全部署）

第2章 情報提供・共有，リスクコミュニケーション

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、村民が可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断し行動できるよう、平時から、感染症対策等について分かりやすく情報提供・共有する。

また、村民に対し、個人が行う基本的な感染症対策が社会全体の感染拡大防止に大きく寄与すること、感染者等への偏見や差別が感染症対策の妨げとなることを周知するとともに、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、村民の不安の解消等に努める。

第1節 準備期

1. 村民における情報提供・共有

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、感染症に関する基本的な情報、感染予防対策の情報、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、村民等の理解を深めることが重要である。また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部署と連携しながら公衆衛生対策を行う必要があることを認識しておく。（福祉部，関係部署）

感染症は、誰でも感染する可能性があるものだが、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別、偽・誤情報の流布やさらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じる可能性があることから、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で継続的かつ適時に、情報提供・共有を行うことで、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するように努める。（福祉部，総合戦略部）

2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有

村は、村民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、村民からの相談受付等を実施するほかに、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められた場合、患者等に生活支援を行うこと等が想定される。円滑に連携するために、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報等の情報連携について、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことが望ましい。（福祉部，総合戦略部）

3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国からの要請があった場合、コールセンター等を設置する準備を行い、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。高齢者・子ども・日本語能力が十分でない外国人・視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な媒体等もあらかじめ検討しておく。（福祉部，関係部署）

第2節 初動期

1. 村における情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、村民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、当該感染症に関する全体像がわかるように新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、科学的根拠等に基づく情報を繰り返し情報提供・共有し、村民等の不安の解消等に努める。

2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有

村は、新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する県の情報の公表に関し、当該情報に関する村民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、県の求めに対し必要な情報を提供する。また、村は、当該協力に必要があると認めるときは、県に対して個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を求める。（福祉部）

3. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等を通じて、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

高齢者・子ども・日本語能力が十分でない外国人・視覚や聴覚等が不自由な方等へも配慮をしつつ、必要としている情報は何かを把握し、感染症に関するリテラシー（健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環）を高めるよう努める。

（福祉部，総合戦略部，教育委員会，関係部署）

第3節 対応期

村は、国からの要請を受け、コールセンター等を継続的に設置・運営し、村民からの相談や問い合わせに対応するとともに、正確な情報提供を通じて不安の軽減と理解促進を図る。特に、高齢者や日本語に不自由な外国人等、情報弱者にも配慮し、電話、村公式HP、SNS、広報紙、防災行政無線等の多様な手段を活用して、情報発信及び受信体制を整備する。

(福祉部、総合戦略部、関係部署)

1. 村内における情報提供・共有

村は、村民が情報を受け取る媒体やその受け止め方が多様であることを踏まえ、必要に応じて専門的知見を有する者からの助言を受けつつ、国や他の地方公共団体の取組及び留意事項を参考にし、地域の実情に即した説明を行う。

また、準備期に整備したリスクコミュニケーション体制を本格的に強化し、村民に対して必要な情報提供及び共有を行い、適切なリスクコミュニケーションを実施する。(福祉部、総合戦略部、関係部署)

2. 県と村の間における情報提供・共有

村は、村民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かなリスクコミュニケーションを含む周知・広報及び町民からの相談受付を実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、患者等の健康観察について県から協力を求められる場合や、患者等に対する生活支援を行う場合がある。

(福祉部、総合戦略部、関係部署)

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、村民の生活及び社会経済活動への影響を軽減することを目的とする。そのため、必要に応じてまん延防止対策を講ずることにより、感染拡大の速度や流行のピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

特に、有効な治療薬が存在しない場合や予防接種が実施されるまでの期間においては、公衆衛生上の観点から、まん延防止対策は不可欠な施策となる。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に実施し、医療提供体制においても医療の逼迫が想定される場合には、特措法に基づき、必要とされる地域や期間を対象として、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる。

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

村は、換気、マスク着用などの咳エチケット、手洗い、人混みを避けるといった基本的な感染対策の普及を図る。

また、有事に備え、以下の点について平時から住民への理解促進に努める。

1. 自らの感染が疑われる場合は、相談窓口連絡し指示を仰ぐこと
2. 不要不急の外出を控えること
3. マスク着用などの咳エチケットを徹底すること

第2節 初動期

まん延防止対策の準備

①村は、国及び県からの要請を受けて、対応に必要な人員等の確保及び維持すべき業務の継続を図るため、特に優先すべき重要な業務の特定を行うなど体制の準備を行う。

②感染拡大を想定し、まん延防止対策として公共施設の利用制限に対応できるように準備する。

第3節 対応期

まん延防止対策

村は、国や県による情報収集・分析，リスク評価および，国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき，感染症の特徴や病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性など），変異の状況，感染状況に応じて，適切なまん延防止対策を講ずる。まん延防止対策の実施にあたっては，村民生活や社会経済活動への影響にも十分配慮し，感染状況に応じて，公共施設の利用制限を実施する。（福祉部，関係部署）

第4章 ワクチン

ワクチン接種は、個人の感染・発症・重症化を予防することにより村民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者や重症者を抑制することで、医療提供体制を対応可能な範囲に維持する効果を有する。これにより、新型インフルエンザ等による健康被害及び社会経済活動への影響を最小限にとどめることが可能となる。このため、国・県・村は、医療機関、事業者及び関係団体等と連携し、平時からワクチン接種の具体的な体制及び実施方法について準備を進めておく必要がある。

第1節 準備期

1. ワクチンの接種に必要な資材

村は、以下の表1を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 想定される予防接種に必要な資材

医療準備物品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿、塩化ベンザルコニウム<input type="checkbox"/> トレイ<input type="checkbox"/> 医療廃棄剤容器、針捨て容器<input type="checkbox"/> 手指消毒剤<input type="checkbox"/> 救急用品<ul style="list-style-type: none">・ 血圧計、体温計、パルスオキシメーター・ 輸液セット、静脈路確保用品（駆血帯）、注射針、シリンジ・ 生理食塩液・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬剤・ 酸素ボンベ・マスク・ アンビューバッグ・ 輸液スタンド・ A E D
診察用物品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> マスク<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<input type="checkbox"/> 聴診器、ペンライト<input type="checkbox"/> 筆記用具

事務・記録用物品	<input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印, 住所印, 施設名印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> 印鑑マット <input type="checkbox"/> はさみ
会場設営物品	<input type="checkbox"/> 机, 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫, 保冷バック, 保冷剤, 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> ベッド, 毛布, 枕, クッション <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> ゴミ箱, ビニール袋 <input type="checkbox"/> 案内・誘導看板 <input type="checkbox"/> ポール（動線仕切り用）

2. ワクチンの供給体制

村は、実際のワクチン供給にあたっては、県と連携し卸売販売業者や管内のワクチン配送事業者の把握をする。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密接に連携し、供給量が限定される状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定を行う。

（福祉部，関係部署）

3. 接種体制の構築

（1）接種体制

村は、医師会等の医療関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を行う。（福祉部，関係部署）

（2）特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員等は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち村民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

特定接種の対象者については、村が把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。（福祉部，関係部署）

(3) 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 接種実施に向けた体制づくり

村は、国等の協力を得ながら、村民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（予防接種法第6条第3項）。（福祉部）

・村は、厚生労働省および県の協力を得て、希望する村民が速やかに接種できるよう、準備期から初動期・対応期を見据えた対応を検討する。

・パンデミック発生時に円滑な接種を実施するため、以下の事項について検討・明確化する。

1. 接種対象者数の把握
2. 村職員による人員体制の確保
3. 医師・看護師・受付担当者など医療従事者の確保
4. 接種場所の確保（医療機関・保健センター等）および運営方法
5. 接種に必要な資材（注射器・予診票等）の確保
6. 国・県・市町村間および医師会等の関係団体との連絡体制の構築
7. 接種に関する村民への方法

(イ) 接種対象者の試算

村は、医療従事者や高齢者施設従事者、高齢者等の接種対象者数を事前に推計し、必要に応じてシミュレーションを実施する。また、会場で接種が困難な者については関係機関と連携し、適切に接種できる体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

住民接種対象者試算方法			備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	

乳児保護者※	人口統計（1歳未満） × 2	E 2	乳児の両親として，対象人口の2倍の相当
小・中・高校生相当	人口統計（6～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合，その保護者を接種対象者として試算する。

（ウ）接種体制の構築

①村は，医療従事者の確保について，接種方法（集団接種や個別接種）や会場の数，開設時間の設定等により，必要な医療従事者の数や期間が異なることから，接種方法等に応じ，必要な医療従事者数を算定する。特に，集団接種において，多くの医療従事者が必要であることから，医師会等の協力を得てその確保を図る。さらに，個別接種，集団接種のいずれの場合も，医師会等や医療機関等との協力の下，接種体制が構築できるよう，事前に合意を得るよう努める。（福祉部，関係部署）

②村は，接種場所の確保について，各接種会場の対応可能人数等を推計し，接種会場について配置や導線等を検討する。また，医師及び看護師の配置については，医師会等と調整する。（福祉部）

1. 情報提供・共有

平時を含めた準備期においては，定期の予防接種において，被接種者やその保護者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに，被接種者等が持つ疑問や，不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など，双方向的な取組を進める。

医師会等の関係団体との連携下，適正かつ効率的な予防接種の実施，健康被害の救済及び村民への情報提供等を行う。（福祉部，総合戦略部）

2. DX の推進

村は，村が活用する健康管理システムが，国が整備するシステム基盤と連携することで，予防接種事務のデジタル化が実現されるよう，国が示す標準仕様書に沿って，当該システムの整備を行う。

村は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等で対応する。

(福祉部, 総合戦略部)

第2節 初動期

接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、準備期に整理した接種体制の構築を行う。また、必要と判断し準備した資材についても、適切に確保する。(福祉部)

(1) 特定接種

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、準備期に整理した接種体制の構築を行う。また、必要と判断し準備した資材についても、適切に確保する。(福祉部, 関係部署)

(2) 住民接種

ア 接種準備と計画

① 接種予定数の把握

住民基本台帳や接種記録システムを活用し、接種対象者数及び接種ペースを把握する。(福祉部)

② 組織体制の確保

予防接種業務を所管する部署のみならず、人事管理等を担う部署も含めた全庁的な協力体制を構築する。(福祉部)

③ 資材の調整

ワクチン、注射器等の接種に必要な資材の確保に向けた調整を早期に開始する。(福祉部)

イ 人員確保と業務分担

① 業務の洗い出し

予防接種に必要な業務(受付, 予診, 接種, データ入力等)を整理し、各業務に係る担当部門を決定する。(福祉部)

② 人員配置

各業務の内容や優先順位に応じて必要な人員数を算定し、個人名入りのシフト表を作成して、円滑な業務運営を図る。（福祉部）

③ 医療従事者の確保

多数の医療従事者が必要となるため、医師会等と連携し、安定的な人員確保に努める。（福祉部）

ウ 接種会場と医療体制の確保

村は、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（福祉部）

エ 救急対応と廃棄物処理

① 医療従事者数の算定

接種会場の規模や接種方式に応じて、必要な医師、看護師、薬剤師等の人員数を算定する。（福祉部）

② 救急対応体制の整備

アナフィラキシーショック等の重篤な副反応に備え、救急処置用品（AED、血圧計、アドレナリン製剤等）を整備・管理するとともに、対応手順を事前に定める。（福祉部）

③ 連携体制の構築

重篤な副反応が発生した場合に備え、地域の医療機関や消防機関と事前に連携体制を構築し、搬送先となる二次医療機関を選定・共有する。（福祉部）

④ 廃棄物処理の徹底

感染性産業廃棄物は、法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）を遵守し、保管場所の明示や適切な処理手順を徹底する。（福祉部、村民生活部）

オ 会場内の感染予防

① 接種経路の設定

接種会場では、ロープ等を用いて進行方向を定め、被接種者の円滑な動線確保する。（福祉部）

② スペースの確保

被接種者同士が十分な距離を確保できるよう、広さのある会場を選定・確保する。（福祉部）

③ 要配慮者への対応

高齢者や障害者等が安心して接種を受けられるよう、会場のバリアフリー化や個別対応体制を整備する。（福祉部）

第3節 対応期

ワクチンや必要な資材の供給

村は、国や県からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握が必要な際は、迅速かつ正確に行う。

国から割り当てられたワクチンの量に基づき、接種実施医療機関等の接種可能量に応じた量の調整を行う。

ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解決するために、県を中心とした調査による偏在等の状況を把握した上で、県及び近隣自治体からの融通を図る。

（1）特定接種

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、国が定めた具体的運営に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に集団接種を行うことを基本として本人の同意を得て特定接種を実施する。（福祉部）

（2）住民接種

接種体制

① 予防接種体制の構築

準備期及び初動期に構築した体制を基に、具体的な接種体制を整備するとともに、接種の進捗状況に応じて追加の接種会場の設置を検討する。また、各会場で適切な予診、接種及び副反应对応が行えるよう、医療従事者や誘導員の確

保、待合室・接種場所・必要資材（副反応対応用を含む）の準備を行う。
（福祉部）

② 接種会場での感染対策

- ・ 広報と注意喚起

発熱等の症状がある人は会場に来ないように、広報や掲示を通じて周知・注意喚起を行い、会場内での感染拡大を防止する。（福祉部、地域戦略部）

③ ハイリスク者への配慮

医学的にリスクの高い人への接種については、予診や副反応に関する情報提供を慎重に行う。（福祉部）

④ 特定の住民グループへの対応

- ・ 医療従事者や入院患者

原則として勤務先や療養中の医療機関で接種を行う。（福祉部、関係部署）

- ・ 在宅医療中の患者

在宅医療を受けている患者で医療機関での接種が困難な場合は、村が関係機関と連携して接種を調整する。（福祉部、関係部署）

ア 接種に関する情報提供・共有

村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に応じて、接種に関する情報を国へ提供・共有する。（福祉部）

イ 接種体制の拡充

村は、村内の感染状況を踏まえ、必要に応じて集団接種会場の増設等を検討する。また、県や近隣自治体と連携し、広域での接種体制の確保について検討する。（福祉部）

ウ 健康被害救済

村は、国が予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、国や県等と連携し、速やかに救済を受けられるように取り組む。（福祉部）

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、村は、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、村民の生命及び健康を保護する必要がある。そのため、平時から感染症に関する情報を収集・分析し、関係機関や村民と共有し、感染状況や対策への理解を深め、有事の円滑な対策につなげる。県が公表する情報には迅速に対応し、役割分担と連携体制に基づいて、各機関が必要な体制を確保し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、村民の生命及び健康を保護する。

第1節 準備期

感染症に関する情報提供

村は、新型インフルエンザ発生時に県と連携し、健康観察や生活支援等の保健業務に協力する必要がある。これに備え、平時から発生時に優先的に実施すべき業務を整理するとともに、ICTの活用による業務の効率化・省力化を推進し、地域における新型インフルエンザ等対策を着実に推進できる体制を整備しておく。（福祉部）

第2節 初動期

村民等への情報提供・共有

村は、新型インフルエンザ等の発生が公表された後、迅速に対応できるよう、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、必要な物資・資機材の調達準備を進めるとともに、住民に対しても新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の国内での発生を想定してリスクコミュニケーションを開始する等、感染症有事体制への円滑な移行に向けた体制整備を行う。（福祉部）

第3節 対応期

健康観察及び生活支援

国の取組に関する留意事項や近隣自治体の対応も参考にしつつ、村民等に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。また、県から新型インフルエンザ等の患者や、その濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が食事の提供や、日常生活を営むために必要なナービスの提供またはパルスオキシメーター等の支給を実施する場合は、それに協力する。（福祉部）

第6章 物資

感染症対策物資等は、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の需要が急増すると見込まれる。

このため、国及び県と連携して、感染症対策物資等が十分に確保されるよう平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策を講ずることが重要である。

第1節 準備期

感染症対策物資等の備蓄等

村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。（福祉部、村民生活部）

なお、上記の備蓄については災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。また消防機関は、国及び県からの要請を受けて、感染者に最初に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を推進する。（福祉部、村民生活部）

第2節 初動期

感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、村民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。村は、県と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保する。（福祉部、村民生活部）

第3節 対応期

備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた上で、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、適宜調整を行う。また、村内の医療機関においても、物資や資材が不足し、医療提供が滞ることのないよう、必要に応じて県と連携し感染症対策物資等の支援に努める。（福祉部、村民生活部）

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、村民の生命及び健康に被害が及ぶおそれがあるとともに、村民の生活及び社会経済活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。このため、村は、発生に備え、事業者や村民等に対し必要な準備を推奨する。

発生時には、村は村民の生活及び社会経済活動の安定確保に必要な対策および支援を実施し、事業者や村民等は平時の準備を基に、自ら事業継続および感染防止に努める必要がある。

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関や関係各課との連携を図るため、必要な情報共有体制を整備する。(福祉部、関係部署)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付について、DXを推進し適切な仕組みを整備する。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等を含むすべての支援対象に対し、迅速かつ網羅的に情報が届くよう留意する。(福祉部、関係部署)

(3) 物資及び資材の備蓄

村は、村行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する(特措法第10条)。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる(特措法第11条)。(村民生活部、福祉部、関係部署)

村は、村民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(村民生活部、福祉部、関係部署)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者に対する生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握及び具体的な手続を定める。(福祉部、関係部署)

(5) 火葬体制の構築

村は、国および県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(村民生活部, 福祉部)

第2節 初動期

(1) 事業継続に向けた準備等の勧奨

村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性がある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、以下の感染拡大防止対策の徹底と準備を勧奨する。(全部署)

- ・ 従業員の感染予防対策の徹底
- ・ 感染が疑われる症状がある従業員等への休暇取得の推奨
- ・ オンライン会議等の活用
- ・ テレワークや時差出勤の推進

(2) 上下水道や生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ

村は、消毒等の衛生措置を講じるとともに、水の安定的かつ適切な供給を確保するための必要な措置を実施する。

また、村民に対しては生活関連物資等の購入に際し、消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業所に対しては、物資等の価格高騰や買い占め、売り惜しみを防止するよう要請する。(村民生活部, 福祉部, 関係部署)

(3) 遺体の火葬・安置

村は、火葬場の火葬能力を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保を進め、円滑な火葬又は埋葬が行えるよう体制を整備する。(村民生活部)

第3節 対応期

1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止措置に伴い生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する対応等、必要な施策を講ずる。
(福祉部, 関係部署)

(2) 生活支援を要する者への支援

村は、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等の支援を行う。
(福祉部, 関係部署)

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

村は、特措法第45条第2項に基づく学校の使用制限や臨時休業が要請された場合、必要に応じて教育及び学びの継続に関する取組を支援する。
(福祉部, 教育委員会)

(4) 生活関連物資等の価格安定

村は、生活関連物資等の供給状況を調査・監視し、必要に応じて関係団体に供給確保や便乗値上げ防止を要請する。また、村民に対しては需給や価格動向を迅速かつ的確に情報提供し、相談窓口の充実を図る。供給不足や価格高騰が生じる場合、村行動計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、緊急措置法等の法令に基づき、必要な緊急措置を実施する。
(村民生活部, 産業部, 関係部署)

(5) 埋葬・火葬体制

村は、新型インフルエンザ等緊急事態において死亡者が増加し、通常の火葬が困難となる場合に備え、次の対応を行う。

① 火葬の確保

可能な限り火葬炉の稼働を継続し、関係者と連携して円滑な火葬の実施に努める。(村民生活部)

② 遺体の安置・保存

火葬場の能力を超える場合は、臨時遺体安置所を活用して適切に保存を行い、必要に応じて安置所の拡充措置を講じる。保存作業に必要な人員も確保する。（村民生活部）

③ 広域連携

県の実情に基づき、近隣市町村と連携して広域的に火葬を調整する。死亡者数が急増し村内での対応が困難な場合は、県や国の要請を受けて施設の確保を行う。（村民生活部）

④ 国の特例措置

厚生労働大臣が定める地域・期間においては、どの市町村でも埋火葬の許可を受けられる特例や、許可不要の特例が設けられている。村はこれらの規定に基づき、適切に手続きを行う。村は、火葬炉の稼働確保、遺体の搬送・安置・保存に必要な体制を整備する。必要に応じて臨時安置所を拡充し、近隣市町村との広域火葬協力を行う。また、厚生労働大臣が定める特例に基づき、埋火葬手続を適切に実施する。

社会経済活動の安定確保に関する対応

(1) 事業者支援

村は、まん延防止措置により影響を受ける事業者に対し、公平性に配慮しつつ財政的措置その他必要な支援を講ずる。

(2) 生活・経済基盤の維持

① 上下水道の供給

村は、上下水道施設の適切な稼働を維持し、安定供給を確保する。（建設部）

② ごみ収集・し尿処理

村は、まん延時においても一般廃棄物及びし尿処理が適切に行われるよう必要な支援を講ずる。（村民生活部）